

## 消費税率引き上げと軽減税率の導入が 中部圏経済に与える影響について

### (要旨)

2017年4月に消費税率が現在の8%から10%への引き上げが予定されている。それと同時に、軽減税率の制度設計に関し、軽減税率の対象を、「精米」や「生鮮食品」に限定する案と、「酒類を除く飲食料品」等幅広くする案とが示され、議論が続いている。税のあり方は、日本経済全体、地域経済や家計等に大きな影響を与えるものであり、消費税率の引き上げや軽減税率の導入が、中部9県の経済や家計に及ぼす影響について試算を行い、下記の結論を得た。

1. 2014年の消費税率8%への引き上げによる中部9県の地域経済全体、家計への影響は、下記の通り。
  - (1) 駆け込み需要と反動減は、7,260億円発生した
  - (2) 消費税負担額は、平均的な家計では年間9.6万円、地域全体では8,000億円増加した(☞表1(本文5頁)、表3(7頁))
  - (3) 消費者物価は、平均2.3%ポイント上昇した(☞表4(7頁))
2. 2017年の消費税率10%への引き上げによる中部9県の地域経済全体、家計への影響は、消費税率8%の場合と比べ、下記の通り見込まれる。

[軽減税率がない場合]

  - (1) 消費税負担額は、平均的な家計では年間6.1万円、地域全体では6,010億円増加(☞表6(9頁)、表8(16頁))
  - (2) 消費者物価は、平均1.6%ポイント上昇(☞表9(17頁))
  - (3) 実質所得減少に伴い、地域全体の消費額が8,000億円減少(☞表10(17頁))

[軽減税率がある場合]

  - (1) 消費税負担額は、平均的な家計では年間4.7万円(酒類を除く飲食料品)から6.1万円(精米)、地域全体では4,570億円(酒類を除く飲食料品)から5,970億円(精米)増加(☞表6(9頁)、表8(16頁))
  - (2) 消費者物価は、平均1.1%ポイント(酒類を除く飲食料品)から1.6%ポイント(精米)上昇(☞表9(17頁))
  - (3) 実質所得減少に伴い、地域全体の消費額が5,470億円(酒類を除く飲食料品)から7,770億円(精米)減少(☞表10(17頁))

## 1. 軽減税率導入をめぐる議論

安倍晋三首相が、宮沢洋一自民党税制調査会会長に、2017年4月に消費税が8%から10%に引き上げられるタイミングで、軽減税率を導入できるよう公明党との調整を指示した<sup>1</sup>ことで、12月末にまとめる2016年度税制改正大綱に軽減税率が何らかの形で盛り込まれることは確実となったものの、軽減税率の対象品目の線引きなど制度設計に関する議論が続いている。軽減税率はそもそも低所得世帯ほど消費税の負担が重くなる「消費税の逆進性」を緩和するために導入することとされているが、自民党は、財源への悪影響を最小限に抑えるため、「精米」もしくは「生鮮食品」に限定すべきだとしているのに対し、公明党は、「酒類を除く飲食料品」など、できるだけ対象範囲を広げるよう主張している。

## 2. 消費税率引き上げの影響

消費税率の引き上げは、様々な経路を通して、マクロ経済や家計に影響を与える。一般的には、消費税率の引き上げがマクロ経済等に与える影響として、(1) 税率の引き上げ前後に発生する駆け込み需要とその反動減(代替効果)、(2) 税率引き上げに伴う物価上昇が実質所得を減少させる効果(所得効果)、(3) 税率引き上げにより社会保障財源が安定することで将来に対する不安が解消する効果(将来不安払拭効果)、の3つを指摘できる(図1)。

まず、代替効果の影響に関しては、消費税率の引き上げ前後の期間を均してみると、プラス・マイナス概ね同規模になると考えられ、景気に対しては中立的となる。

次に、所得効果の影響に関しては、次の2通りのシナリオが考えられる。具体的には、一つは、消費者物価の上昇によって実質所得が低下したとしても、将来的に実質賃金の上昇が見込まれるのであれば、家計は貯蓄率を低下させることで消費水準を維持するシナリオである。この場合は、税率の引き上げは景気に対して中立的となる。二つは、上のシナリオとは反対に、実質所得の低下に対応して家計が消費水準を低下させるシナリオである。この場合は、税率の引き上げが景気を下押しすることになる。

さらに、将来不安払拭効果に関しては、消費税は社会保障目的税とされており、国分の消費税収は法律上全額社会保障4経費<sup>2</sup>に充てることが明文化されている<sup>3</sup>。そのため、消費税率の引き上げは消費税収の増加を通じて社会保障財源の安定化に資することになるので、将来不安が解消し、貯蓄率を低下させその分を現在の消費に回すことが可能となる。したがって、将来不安払拭効果が発現すれば、景気を上向かせる圧力が働くこ

<sup>1</sup> 平成25年12月12日付の与党の平成26年度税制改正大綱では軽減税率の取り扱いについて「消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。」と定められた。

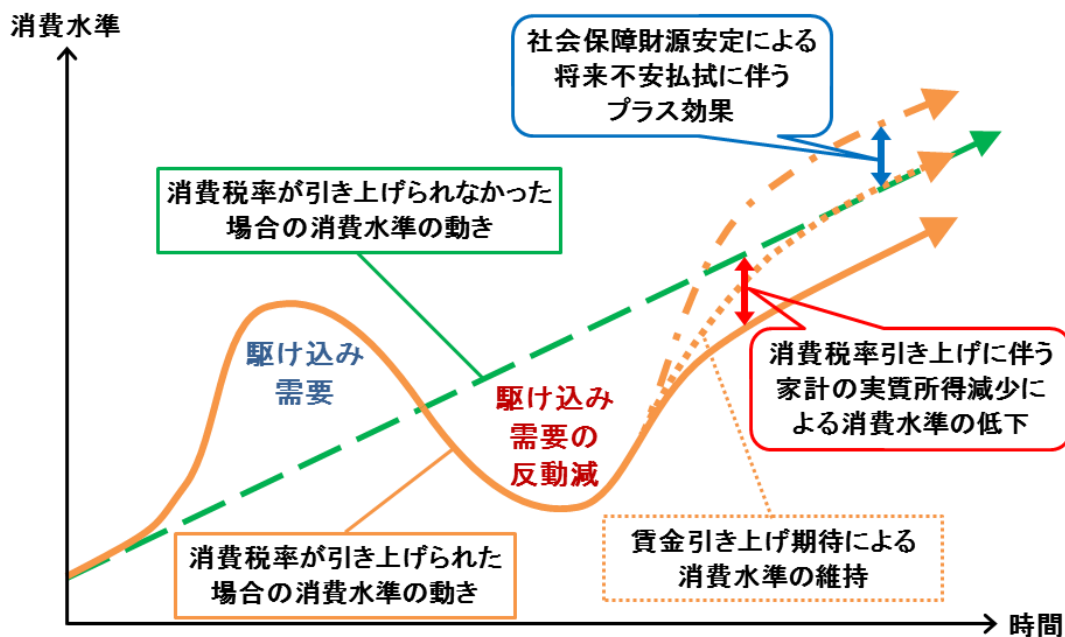
<sup>2</sup> 社会保障4経費とは、社会保障給付公費負担のうち「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」(平成21年度税制改正法附則104条)を指す。

<sup>3</sup> 社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障改革検討本部決定、平成23年7月1日閣議報告)では、「III 社会保障・税一体改革の基本的姿」「1 社会保障の安定財源確保の取り組み」「(2) 消費税収の使途の明確化」の項で、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く)については、全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その使途を明確化する(消費税収の社会保障財源化)」と明記された。

とになる。

したがって、消費税率引き上げの景気に対する影響としては、代替効果（駆け込み需要と反動減）は中立的であり、問題は、所得効果が事前には正確に予測できない点にある。なぜなら、所得効果がマイナスである場合には、消費が低迷し、景気を下振れさせることになるからである。

図1 消費税率引き上げがマクロ経済に与える影響（概念図）



（出所）弊所にて作成

### 3. 2014年4月の消費税率引き上げの影響

#### (1) 駆け込み需要と反動減

ここでは、2014年4月に行われた消費税率5%から8%への引き上げが発生させた、中部9県<sup>4</sup>の駆け込み需要と反動減について、内閣府が作成・公表している「地域別支出総合指数（RDEI）」の地域別消費総合指数により見てみる。

図2により、地域別に見てみると、中部9県、中部5県<sup>5</sup>、東海3県<sup>6</sup>、北陸3県<sup>7</sup>いずれの地域においても消費税率の引き上げ前に駆け込み需要が発生し、消費税率の引き上げ後に反動減が発生していることが確認できる。さらに、中部9県、中部5県、東海3県については2014年第4四半期、北陸3県については2015年第1四半期まで反動減からの回復基調にあったものの、足元では悪化していることが確認できる。

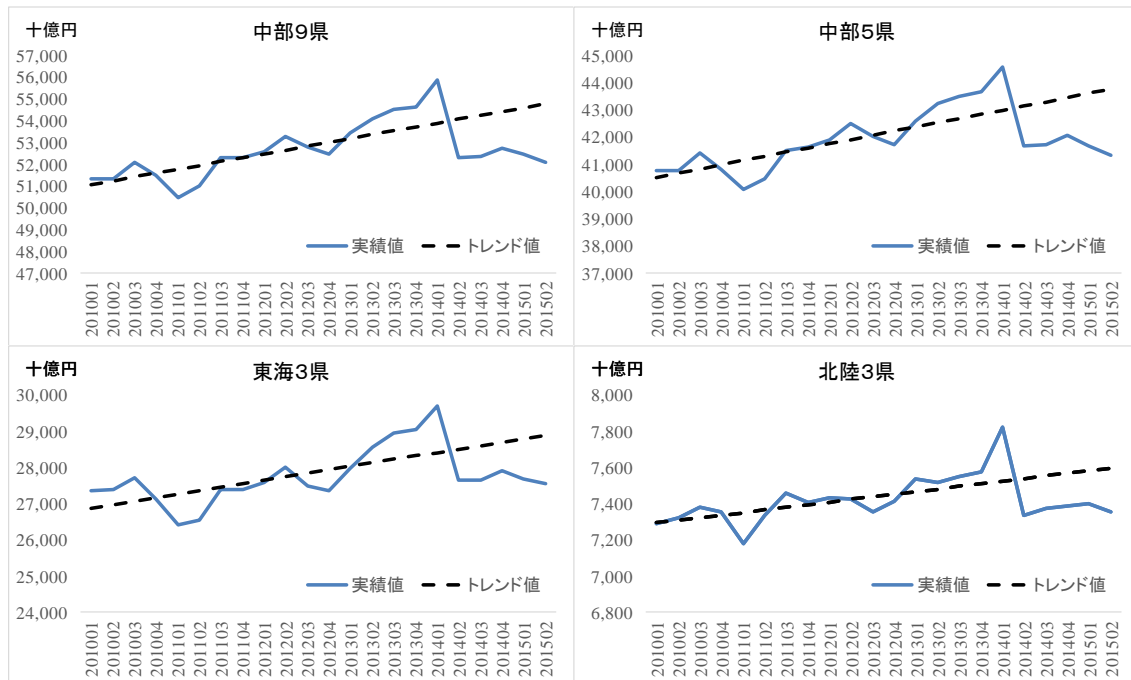
<sup>4</sup> 中部9県とは、中部圏開発整備法で定義される富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域を一体とした広域を指す。

<sup>5</sup> 中部5県とは、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を指す。

<sup>6</sup> 東海3県とは、岐阜県、愛知県、三重県を指す。

<sup>7</sup> 北陸3県とは、富山県、石川県、福井県を指す。

図2 2014年4月の消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減



(出所) 内閣府「地域別支出総合指数 (RDEI)」をもとに弊所作成

駆け込み需要について、一定の仮定のもとに試算すると<sup>8</sup>、中部9県では、7,260億円程度、中部5県では、6,100億円程度、東海3県では、5,060億円、北陸3県では、900億円程度の駆け込み需要（及び同程度の反動減）が発生したと試算された。なお、日本全体での駆け込み需要とその反動減の大きさについては、内閣府「経済財政白書（平成26年版）」では「2兆円台半ばから3兆円程度」と試算している。

## (2) 消費税負担

次に、2014年4月の消費税率引き上げによる消費税負担について、家計と地域経済への影響に分けて見てみる。

### (a) 家計の消費税負担

まず、消費税率が8%になった場合の平均的な家計<sup>9</sup>の年間消費税負担額について、総務省統計局「家計調査年報」のデータを用いて一定の前提のもとに試算すると、全国では25.4万円程度、中部9県では26.8万円程度、中部5県では25.9万円程度、東海3県では25.6万円程度、北陸3県では28.8万円程度となった。北陸3県の家計の消費

<sup>8</sup> 2010年1-3月期から2013年7-9月期のデータを用い消費トレンドを推計した。その上で、消費トレンドより求められる2013年10-12月期及び2014年1-3月期における消費トレンドを延長することで求められる推計値と実績値との乖離を駆け込み需要とみなした。

<sup>9</sup> 総務省統計局「家計調査年報」における勤労者世帯（世帯主が企業、官公庁等に勤めている世帯）を指す。

税負担額が大きい理由は、北陸3県の世帯主の平均年齢が全国や他地域より高いため、その結果所得が高く、したがって消費額が高いことによる。実際、世帯年収に対する割合で見ると、全国では4.1%程度、中部9県では4.2%程度、中部5県では4.4%程度、東海3県では4.6%程度、北陸3県では4.0%程度と、世帯平均年収の低い東海3県で高くなっている(表1)。

次に、消費税率の5%から8%への引き上げに伴う家計(勤労者世帯)の負担増加額について見ると、全国では9.1万円程度、中部9県では9.6万円程度、中部5県では8.6万円程度、東海3県では8.2万円程度、北陸3県では10.9万円程度と試算された。北陸3県が全国平均を大きく上回る一方、中部5県、東海3県は全国平均を下回った(表1)。また、こうした負担増は各々の地域の平均的な世帯年収の1.5%程度に相当する。

**表1 2014年4月の消費税率引き上げによる家計(勤労者世帯)負担**

	全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
世帯主の年齢(歳)	48.1	48.2	48.1	48.1	48.3
年間収入(万円)	614	640	593	553	720
<b>消費税率別負担額(円)</b>					
(1) 消費税率5%	163,286	172,846	172,874	174,372	178,852
(2) 消費税率8%	254,430	268,516	259,015	256,061	287,846
(3) 負担増加額((2)-(1))	91,144	95,670	86,141	81,689	108,993
<b>年収に占める消費税負担割合(%)</b>					
消費税率8%	4.1	4.2	4.4	4.6	4.0

(出所) 総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

さらに、全国、北陸地域<sup>10</sup>、東海地域<sup>11</sup>について、年収別家計<sup>12</sup>の消費税負担額を見てみると(表2)、いずれの地域においても、以下の傾向があることが分かる。①所得が低い世帯ほど消費税負担額が小さく、所得が高い世帯ほど消費税負担額が大きい。例えば、東海地域では、年収が200万円未満の世帯では11.3万円程度、600~650万円未満の世帯では24.9万円程度、1,500万円超の世帯では37.3万円程度となっている。②所得に占める消費税負担額の割合で見ると、反対に、所得が低い世帯ほど消費税負担割合が大きく、所得が高い世帯ほど消費税負担割合が小さい。例えば、東海地域では、年収が200万円未満の世帯では年収の7.3%程度、600~650万円未満の世帯では4.0%程度、1,500万円超の世帯では1.9%程度となっている。

したがって、消費税の逆進性がしばしば指摘されるものの、消費税負担額を判定基準にするのか、消費税負担割合を判定基準にするのかで、正反対の結論が導かれてしまうことに留意する必要がある。

<sup>10</sup> 新潟県、富山県、石川県、福井県の4県。総務省統計局「家計調査」の定義である。

<sup>11</sup> 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の4県。総務省統計局「家計調査」の定義である。

<sup>12</sup> ここでは総務省統計局「家計調査年報」の「二人以上の世帯」を指す。

表2 2014年4月の消費税率引き上げによる年収別家計（二人以上の世帯）負担

世帯年収	平均	200万円 未満	200～ 250万円	250～ 300万円	300～ 350万円	350～ 400万円	400～ 450万円	450～ 500万円	500～ 550万円	550～ 600万円
消費税負担額（円）										
全国	237,380	102,344	150,096	163,338	183,732	194,730	205,044	215,284	221,051	224,772
北陸地域	267,678	95,992	175,875	191,652	196,318	209,636	206,937	233,044	231,909	268,027
東海地域	245,587	112,773	141,980	168,904	184,394	199,619	217,558	206,960	226,684	217,742
世帯年収に占める消費税負担割合（％）										
全国	3.9	6.5	6.7	5.9	5.7	5.2	4.8	4.6	4.2	3.9
北陸地域	4.1	6.1	8	7	6	5.6	4.9	4.9	4.5	4.7
東海地域	3.9	7.3	6.3	6.1	5.7	5.3	5.2	4.4	4.3	3.8
世帯年収	600～ 650万円	650～ 700万円	700～ 750万円	750～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000～ 1250万円	1250～ 1500万円	1500万円 以上	
消費税負担額（円）										
全国	240,533	255,186	261,422	288,989	296,540	303,281	336,783	395,589	480,049	
北陸地域	295,940	289,449	270,922	277,247	268,924	363,310	380,583	438,362	544,108	
東海地域	248,585	256,844	300,381	302,560	318,560	285,325	335,380	476,660	372,898	
世帯年収に占める消費税負担割合（％）										
全国	3.9	3.8	3.6	3.7	3.5	3.2	3.1	2.9	2.3	
北陸地域	4.8	4.3	3.8	3.6	3.2	3.9	3.4	3.2	2.5	
東海地域	4	3.8	4.2	3.9	3.8	3	3.1	3.5	1.9	

（出所）総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

### （b）地域経済全体で見た消費税負担

家計の消費税負担から、地域全体におけるマクロで見た消費税負担額について試算した結果が表3である。全国では16.0兆円程度、中部9県では2.6兆円程度、中部5県では2.1兆円程度、東海3県では1.4兆円程度、北陸3県では0.4兆円程度と試算された。

次に、消費税率の5%から8%への引き上げに伴う地域経済の負担増加額は、全国では5.2兆円程度、中部9県では8千億円程度、中部5県では6千億円程度、東海3県では3.9千億円程度、北陸3県では1.4千億円程度と試算された。

表3 2014年4月の消費税率引き上げによるマクロの消費税負担

（十億円）

	全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
(1) 消費税率5%	10,829	1,846	1,492	1,003	252
(2) 消費税率8%	16,029	2,645	2,092	1,393	391
(3) 負担増加額((2)-(1))	5,200	800	600	390	140

（出所）総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

### （3）物価への影響

消費税率の引き上げは、小売価格への転嫁により、消費者物価を上昇させる。仮に、全ての財・サービスで消費税率の引き上げ分を100%小売価格に転嫁でき、消費税率改

定の前後で税抜価格が変わらなかったと仮定すれば、今回の3%ポイントの消費税率の引き上げによって、2.9%程度消費者物価が押し上げられる計算となる。ただし、消費税には非課税商品・サービスが存在すること<sup>13</sup>、地域によって家計が購入する財・サービスに違いがみられることから、消費税率引き上げ相当分がそのまま消費者物価に反映されるわけではない。

消費税率を5%から8%へ3%ポイント引き上げたことにより、全国では2.28%ポイント、中部9県では2.34%ポイント、中部5県では2.31%ポイント、東海3県では2.31%ポイント、北陸3県では2.40%ポイント、消費者物価を上昇させたと試算された(表4)。

**表4 2014年4月の消費税率引き上げによる消費者物価への影響**

(単位：%ポイント)

全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
2.28	2.34	2.31	2.31	2.40

(出所) 総務省統計局「消費者物価指数年報」をもとに弊所試算

#### (4) 実質所得低下によるマクロ<sup>14</sup>の家計消費への影響

消費税率引き上げに伴う物価の上昇は、家計の実質所得を減少させ、実質所得の減少は、家計の消費を減少させる<sup>15</sup>。消費者物価の上昇率と同じだけ家計の実質所得も減少すると仮定すると、全国では2.3%、中部9県では2.3%、中部5県では2.3%、東海3県では2.3%、北陸3県では2.4%、実質所得が低下すると考えられることから、マクロで見た消費支出は、全国では7.1兆円程度、中部9県で1.2兆円程度は、中部5県では1.0兆円程度、東海3県では0.6兆円程度、北陸3県では0.2兆円程度、減少したと考えられる(表5)。

**表5 2014年4月の消費税率引き上げによる実質家計消費支出(マクロ)減少額**

(十億円)

全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
7,065	1,200	951	625	174

(出所) 内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報」をもとに弊所試算

## 4. 2017年4月の消費税率引き上げの影響

次に、2017年4月に予定されている消費税率の8%から10%への引き上げが中部圏経済・家計に与える影響について考察する。

<sup>13</sup> 家賃・地代、保険医療サービス、授業料等、教科書・参考教材など。

<sup>14</sup> ここでマクロで見た負担とは、日本経済全体、中部9県経済全体等、(地域)経済全体で見た負担を指す。

<sup>15</sup> 先述した通り、消費税増税後に年収が増加すると確実に見込まれる場合には、貯蓄を取り崩して実質所得減少に対応するため、目に見える形での低下が観測されないものの、理論的には家計が事前に埋め合わせるべき所得の低下額を試算することが可能である。

前回までの消費税率引き上げと次回の引き上げの違いは、次回の消費税率の引き上げに際しては軽減税率の導入が与党間で合意されている点である。消費税は、先にも見たように、消費税負担額で見ると、年収が低い世帯ほど負担額が小さく、年収が高い世帯ほど負担額が大きくなるため、消費税は逆進性を持つとは言えないものの、世帯年収に対する消費税負担割合で見ると、年収が低い世帯ほど負担割合が高く、高い世帯ほど負担割合が低くなるため、消費税は逆進性を持つと言える<sup>16</sup>。後者の意味での「消費税の逆進性」を緩和するために、軽減税率の導入に関しては与党間で政治的な合意がなされているものの、現在のところ、軽減税率の対象品目に関する合意にまでは至っていない。

したがって、試算にあたっては、消費税率 10%への引き上げに際して軽減税率の導入は実行されるものの、その対象品目が未定であることから、より狭く限定的な対象品目を主張する自民党案に近い「精米」、「生鮮食品」から、可能な限り幅広い対象品目を主張する公明党案に近い「酒類を除く飲食物品」、「生鮮食品及び加工食品」の4案について考えることとした<sup>17</sup>。

## (1) 消費税負担

以下では、2017年4月の消費税率引き上げによる消費税負担について、家計と地域経済への影響に分けて見てみる。

### (a) 家計の消費税負担

まず、平均的な家計（勤労者世帯）の年間消費税負担額については、全国では31.2万円程度、中部9県では33.0万円程度、中部5県では31.8万円程度、東海3県では31.4万円程度、北陸3県では35.3万円程度と試算された。北陸3県の家計の消費税負担額が大きいのが、これは先程（本文5頁）「3.8%引き上げ時の影響（2）消費税負担（a）家計の消費税負担」と同様の理由による。世帯年収に対する割合で見ると、全国では5.1%程度、中部9県では5.1%程度、中部5県では5.4%程度、東海3県では5.7%程度、北陸3県では4.9%程度と、世帯平均年収の低い東海3県で高くなっている（表6）。

次に、8%から10%への消費税率引き上げに伴う家計（勤労者世帯）の負担増加額について見ると、全国では5.8万円程度、中部9県では6.1万円程度、中部5県では5.9万円程度、東海3県では5.8万円程度、北陸3県では6.5万円程度と試算された。またこうした負担増は各々の地域の平均的な世帯年収の1%程度に相当する（表6）。

<sup>16</sup> ただし、こうした逆進性については一時点におけるものでしかなく、日本では多くの勤労者が60歳から64歳で退職することでそれ以降は労働所得ではなく年金やそれまでの貯蓄を取り崩して生活を送るため、勤労期には高所得だったとしても引退以降は低所得となる場合も多い。その場合、ある一時点を切り取って所得や消費の多寡を判断するのは合理的ではなく一生を通して判断する必要がある。このように生涯を通して見ると実は消費税負担は生涯所得の水準と比例的であり、消費税は必ずしも逆進的ではないとする研究結果も数多く存在することに留意する必要がある。

<sup>17</sup> 本試算では総務省統計局「家計調査年報」を使用しているため、軽減税率対象品目を家計調査の区分に対応させている。具体的には、「精米」に関しては米、「生鮮食品」は米、小麦粉、生鮮魚介、生鮮肉、生鮮野菜、生鮮果物、牛乳及び卵、「酒類を除く飲食物品」は酒類を除く飲食物品全て、「生鮮食品及び加工食品」は上記「生鮮食品」に、飲料・酒類を除く食料全ての品目から生鮮食品、調理食品、外食を除いた品目（「加工食品」）を加えたもの、とした。



軽減税率が導入された場合、(1) 精米のみに軽減対象品目を絞った場合には、全国では 31.2 万円程度、中部 9 県では 32.9 万円程度、中部 5 県では 31.7 万円程度、東海 3 県では 31.4 万円程度、北陸 3 県では 35.3 万円程度、(2) 生鮮食品を軽減対象品目とした場合には、全国では 30.9 万円程度、中部 9 県では 32.6 万円程度、中部 5 県では 31.4 万円程度、東海 3 県では 31.1 万円程度、北陸 3 県では 34.9 万円程度、(3) 酒類を除く飲食料品を軽減対象品目とした場合には、全国では 29.9 万円程度、中部 9 県では 31.5 万円程度、中部 5 県では 30.4 万円程度、東海 3 県では 30.1 万円程度、北陸 3 県では 33.9 万円程度、(4) 生鮮食品及び加工食品を軽減対象品目とした場合には、全国では 30.4 万円程度、中部 9 県では 32.1 万円程度、中部 5 県では 30.9 万円程度、東海 3 県では 30.6 万円程度、北陸 3 県では 34.5 万円程度と試算された。当然であるが、軽減税率の対象品目を精米のみに絞った場合よりも酒類を除く飲食料品と幅広く対象とした場合の方が、消費税負担の軽減効果は大きくなる。

表 6 2017 年 4 月の消費税率引き上げと軽減税率導入による家計（勤労者世帯）負担

	全国	中部 9 県	中部 5 県	東海 3 県	北陸 3 県
世帯主の年齢（歳）	48.1	48.2	48.1	48.1	48.3
年間収入（万円）	614	640	593	553	720
<b>消費税率別負担額（円）</b>					
(1) 消費税率 8%	254,430	268,516	259,015	256,061	287,846
(2) 消費税率 10%	312,255	329,542	317,882	314,256	353,265
(3) 負担増加額（(2) - (1)）	57,825	61,026	58,867	58,196	65,419
<b>軽減税率適用品目別消費税負担額（円）</b>					
(ア) 精米	311,890	329,159	317,488	313,931	352,909
(イ) 生鮮食品	308,580	325,743	314,221	310,652	349,440
(ウ) 酒類を除く飲食料品	298,503	315,282	303,979	300,535	338,532
(エ) 生鮮食品及び加工食品	304,022	320,895	309,498	305,869	344,608
<b>負担増加額（軽減税率が導入された場合と消費税率 8% との差額）（円）</b>					
(ア) 精米	57,460	60,643	58,473	57,870	65,064
(イ) 生鮮食品	54,150	57,227	55,206	54,591	61,595
(ウ) 酒類を除く飲食料品	44,073	46,766	44,964	44,474	50,686
(エ) 生鮮食品及び加工食品	49,592	52,379	50,483	49,808	56,763
<b>負担軽減額（消費税率 10%（軽減税率が導入されない場合）との差額）（円）</b>					
(ア) 精米	365	383	394	326	356
(イ) 生鮮食品	3,675	3,799	3,661	3,604	3,825
(ウ) 酒類を除く飲食料品	13,752	14,261	13,903	13,722	14,733
(エ) 生鮮食品及び加工食品	8,234	8,647	8,384	8,387	8,657
<b>世帯年収に占める消費税負担割合（%）</b>					
消費税率 10%（軽減税率導入なし）	5.1	5.1	5.4	5.7	4.9
(ア) 精米	5.1	5.1	5.4	5.7	4.9
(イ) 生鮮食品	5.0	5.1	5.3	5.6	4.9
(ウ) 酒類を除く飲食料品	4.9	4.9	5.1	5.4	4.7
(エ) 生鮮食品及び加工食品	5.0	5.0	5.2	5.5	4.8

（出所）総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

全国、北陸地域、東海地域について、年収別家計（2人以上の世帯）の消費税負担額の違いを見てみる（表7）と、いずれの地域においても、以下の傾向があることが分かる。①所得が低い世帯ほど消費税負担額が小さく、所得が高い世帯ほど消費税負担額が大きい。例えば、東海地域の年収が200万円未満の世帯では13.8万円程度、600～650万円未満の世帯では30.5万円程度、1500万円超の世帯では45.8万円程度となっている。②所得に占める消費税負担額の割合で見ると、反対に、所得が低い世帯ほど消費税負担割合が大きく、所得が高い世帯ほど消費税負担割合が小さい。例えば、東海地域の年収が200万円未満の世帯では年収の8.9%程度、600～650万円未満の世帯では4.9%程度、1500万円超の世帯では2.3%程度となっている。

次に、軽減税率導入の影響を試算してみる。軽減税率の導入はすべての地域、すべての世帯で消費税負担を軽減させるものの、消費税負担額で見ると、年収の高い世帯ほど軽減効果が大きく、年収に対する消費税負担額の割合で見ると、年収の低い世帯ほど軽減効果が大きくなることが分かる。

表7 2017年4月の消費税率引き上げと軽減税率導入による年収別家計(二人以上の世帯)への影響

(1) 消費税率10%時の消費税負担額(円)

世帯年収	平均	200万円 未満	200～ 250万円	250～ 300万円	300～ 350万円	350～ 400万円	400～ 450万円	450～ 500万円	500～ 550万円	550～ 600万円
<b>消費税率10% (軽減税率導入なし)</b>										
全国	291,329	125,604	184,209	200,460	225,490	238,987	251,644	264,213	271,289	275,856
北陸地域	328,514	117,808	215,846	235,209	240,936	257,280	253,968	286,008	284,616	328,942
東海地域	301,402	138,404	174,249	207,291	226,301	244,987	267,003	253,996	278,203	267,229
<b>軽減税率適用品目別</b>										
(ア) 精米										
全国	290,926	125,278	183,789	200,056	225,090	238,573	251,245	263,829	270,909	275,474
北陸地域	328,105	117,391	215,396	234,823	240,447	256,930	253,526	285,710	284,273	328,507
東海地域	300,982	138,046	173,790	206,885	225,846	244,526	266,545	253,641	277,844	266,845
(イ) 生鮮食品										
全国	287,291	122,692	180,684	196,717	221,771	235,125	247,785	260,423	267,422	272,019
北陸地域	324,357	115,197	211,993	231,421	237,218	253,407	250,217	282,353	280,447	324,515
東海地域	297,558	135,269	170,878	203,801	222,437	241,472	263,481	250,529	274,576	263,799
(ウ) 酒類を除く飲食料品										
全国	277,847	117,671	174,048	189,547	214,160	227,180	239,532	251,485	258,286	262,651
北陸地域	314,835	110,214	204,382	224,138	229,976	245,976	241,951	274,088	271,223	314,783
東海地域	287,915	129,823	164,465	195,865	214,272	233,633	255,399	241,884	265,116	255,053
(エ) 生鮮食品及び加工食品										
全国	282,137	119,405	176,514	192,289	217,089	230,357	242,965	255,353	262,458	266,933
北陸地域	318,964	111,892	207,034	226,801	232,666	248,725	245,153	277,545	275,118	319,240
東海地域	292,468	131,633	167,024	199,078	217,850	237,064	258,866	245,767	269,619	258,918
世帯年収	600～ 650万円	650～ 700万円	700～ 750万円	750～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000～ 1250万円	1250～ 1500万円	1500万円 以上	
<b>消費税率10% (軽減税率導入なし)</b>										
全国	295,200	313,183	320,836	354,669	363,935	372,208	413,325	485,496	589,151	
北陸地域	363,200	355,233	332,495	340,258	330,043	445,881	467,079	537,989	667,768	
東海地域	305,081	315,218	368,650	371,324	390,960	350,172	411,602	584,991	457,647	
<b>軽減税率適用品目別</b>										
(ア) 精米										
全国	294,817	312,769	320,408	354,228	363,532	371,803	412,885	485,043	588,783	
北陸地域	362,867	354,875	332,093	339,987	329,625	445,194	466,589	537,418	667,542	
東海地域	304,657	314,749	368,194	370,789	390,615	349,744	411,144	584,617	457,201	
(イ) 生鮮食品										
全国	291,298	309,099	316,553	350,448	359,610	367,730	408,498	480,393	583,307	
北陸地域	359,240	350,704	328,466	336,702	325,547	440,927	462,085	532,837	662,425	
東海地域	301,186	311,143	364,564	367,311	387,064	345,433	406,953	580,663	452,519	
(ウ) 酒類を除く飲食料品										
全国	281,408	298,749	305,838	339,302	348,267	355,762	395,902	467,116	568,037	
北陸地域	349,767	340,347	319,252	325,366	313,757	429,562	449,929	520,078	645,899	
東海地域	290,532	300,284	353,531	356,057	375,911	333,716	394,794	565,654	440,094	
(エ) 生鮮食品及び加工食品										
全国	286,154	303,709	311,004	344,776	353,766	361,854	402,242	474,063	576,257	
北陸地域	353,721	344,838	323,392	331,325	319,239	434,765	455,114	526,267	655,418	
東海地域	295,879	305,709	358,654	361,584	381,584	339,452	400,811	574,769	446,370	

(2) 消費税率8%から10%引き上げによる消費税負担増加額(円)

世帯年収	平均	200万円 未満	200～ 250万円	250～ 300万円	300～ 350万円	350～ 400万円	400～ 450万円	450～ 500万円	500～ 550万円	550～ 600万円
<b>消費税率10% (軽減税率導入なし)</b>										
全国	53,950	23,260	34,113	37,122	41,757	44,257	46,601	48,928	50,239	51,084
北陸地域	60,836	21,816	39,972	43,557	44,618	47,644	47,031	52,964	52,707	60,915
東海地域	55,815	25,630	32,268	38,387	41,908	45,368	49,445	47,036	51,519	49,487
<b>軽減税率適用品目別</b>										
<b>(ア) 精米</b>										
全国	53,547	22,934	33,693	36,718	41,357	43,844	46,201	48,545	49,858	50,702
北陸地域	60,427	21,399	39,521	43,172	44,129	47,294	46,589	52,667	52,364	60,480
東海地域	55,396	25,273	31,810	37,981	41,452	44,907	48,987	46,681	51,160	49,103
<b>(イ) 生鮮食品</b>										
全国	49,912	20,348	30,588	33,380	38,039	40,395	42,741	45,139	46,372	47,248
北陸地域	56,678	19,205	36,118	39,769	40,900	43,772	43,280	49,310	48,537	56,488
東海地域	51,971	22,496	28,898	34,897	38,043	41,853	45,922	43,569	47,893	46,057
<b>(ウ) 酒類を除く飲食料品</b>										
全国	40,468	15,327	23,952	26,210	30,428	32,451	34,489	36,200	37,236	37,880
北陸地域	47,157	14,222	28,507	32,486	33,657	36,340	35,014	41,045	39,314	46,757
東海地域	42,328	17,050	22,485	26,961	29,878	34,015	37,841	34,924	38,433	37,311
<b>(エ) 生鮮食品及び加工食品</b>										
全国	44,757	17,061	26,418	28,951	33,357	35,627	37,921	40,068	41,407	42,161
北陸地域	51,285	15,900	31,160	35,150	36,348	39,089	38,216	44,502	43,209	51,213
東海地域	46,882	18,859	25,043	30,174	33,456	37,445	41,307	38,807	42,936	41,176
世帯年収	600～ 650万円	650～ 700万円	700～ 750万円	750～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000～ 1250万円	1250～ 1500万円	1500万円 以上	
<b>消費税率10% (軽減税率導入なし)</b>										
全国	54,667	57,997	59,414	65,679	67,395	68,927	76,542	89,907	109,102	
北陸地域	67,259	65,784	61,573	63,011	61,119	82,571	86,496	99,628	123,661	
東海地域	56,497	58,374	68,268	68,764	72,400	64,847	76,223	108,332	84,749	
<b>軽減税率適用品目別</b>										
<b>(ア) 精米</b>										
全国	54,283	57,583	58,985	65,238	66,992	68,522	76,101	89,454	108,735	
北陸地域	66,926	65,426	61,171	62,740	60,702	81,883	86,006	99,056	123,434	
東海地域	56,072	57,905	67,813	68,229	72,055	64,419	75,765	107,957	84,304	
<b>(イ) 生鮮食品</b>										
全国	50,764	53,913	55,131	61,459	63,071	64,449	71,715	84,804	103,259	
北陸地域	63,299	61,255	57,544	59,455	56,624	77,617	81,502	94,476	118,318	
東海地域	52,601	54,299	64,183	64,751	68,504	60,108	71,574	104,003	79,622	
<b>(ウ) 酒類を除く飲食料品</b>										
全国	40,875	43,564	44,416	50,312	51,728	52,481	59,119	71,527	87,988	
北陸地域	53,827	50,898	48,331	48,119	44,834	66,252	69,346	81,716	101,792	
東海地域	41,947	43,440	53,150	53,497	57,351	48,391	59,414	88,994	67,196	
<b>(エ) 生鮮食品及び加工食品</b>										
全国	45,621	48,523	49,581	55,786	57,226	58,573	65,459	78,474	96,208	
北陸地域	57,781	55,389	52,470	54,078	50,315	71,454	74,531	87,906	111,310	
東海地域	47,294	48,864	58,273	59,024	63,024	54,127	65,431	98,110	73,472	

(3) 軽減税率導入による負担軽減額（対消費税率10%（軽減税率導入なし））（円）

世帯年収	平均	200万円 未満	200～ 250万円	250～ 300万円	300～ 350万円	350～ 400万円	400～ 450万円	450～ 500万円	500～ 550万円	550～ 600万円
<b>軽減税率適用品目別</b>										
<b>(ア) 精米</b>										
全国	403	326	419	404	400	413	400	383	381	382
北陸地域	409	418	450	385	489	350	442	298	343	435
東海地域	420	358	458	406	456	461	458	355	359	384
<b>(イ) 生鮮食品</b>										
全国	4,038	2,912	3,524	3,743	3,719	3,862	3,859	3,790	3,867	3,837
北陸地域	4,158	2,611	3,853	3,788	3,718	3,873	3,751	3,655	4,169	4,427
東海地域	3,844	3,135	3,371	3,490	3,864	3,515	3,523	3,467	3,626	3,430
<b>(ウ) 酒類を除く飲食料品</b>										
全国	13,482	7,933	10,160	10,913	11,329	11,806	12,112	12,728	13,003	13,205
北陸地域	13,679	7,594	11,464	11,071	10,960	11,304	12,017	11,920	13,393	14,158
東海地域	13,487	8,580	9,783	11,426	12,029	11,353	11,604	12,112	13,086	12,176
<b>(エ) 生鮮食品及び加工食品</b>										
全国	9,193	6,199	7,695	8,171	8,401	8,630	8,680	8,860	8,832	8,923
北陸地域	9,551	5,917	8,812	8,407	8,270	8,555	8,815	8,463	9,498	9,702
東海地域	8,934	6,771	7,225	8,214	8,452	7,923	8,138	8,230	8,583	8,311
世帯年収	600～ 650万円	650～ 700万円	700～ 750万円	750～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000～ 1250万円	1250～ 1500万円	1500万円 以上	
<b>軽減税率適用品目別</b>										
<b>(ア) 精米</b>										
全国	383	414	429	441	403	406	440	453	367	
北陸地域	333	358	402	271	417	687	490	572	227	
東海地域	424	469	455	535	345	428	458	374	446	
<b>(イ) 生鮮食品</b>										
全国	3,902	4,084	4,283	4,221	4,325	4,478	4,827	5,103	5,843	
北陸地域	3,960	4,529	4,029	3,555	4,495	4,953	4,994	5,152	5,343	
東海地域	3,896	4,075	4,086	4,013	3,896	4,739	4,649	4,328	5,128	
<b>(ウ) 酒類を除く飲食料品</b>										
全国	13,792	14,433	14,998	15,367	15,668	16,446	17,423	18,380	21,114	
北陸地域	13,433	14,885	13,243	14,892	16,285	16,319	17,151	17,912	21,869	
東海地域	14,549	14,934	15,119	15,267	15,049	16,456	16,808	19,338	17,554	
<b>(エ) 生鮮食品及び加工食品</b>										
全国	9,046	9,474	9,833	9,893	10,169	10,355	11,083	11,433	12,894	
北陸地域	9,479	10,395	9,103	8,932	10,804	11,116	11,965	11,722	12,351	
東海地域	9,203	9,509	9,996	9,740	9,376	10,720	10,791	10,222	11,278	

(4) 世帯年収に占める消費税の負担割合 (%)

世帯年収	平均	200万円 未満	200～ 250万円	250～ 300万円	300～ 350万円	350～ 400万円	400～ 450万円	450～ 500万円	500～ 550万円	550～ 600万円
<b>消費税率</b> 10% (軽減税率導入なし)										
全国	4.8	8.0	8.2	7.3	7.0	6.4	5.9	5.6	5.2	4.8
北陸地域	5.1	7.5	9.8	8.6	7.4	6.9	6.0	6.0	5.5	5.7
東海地域	4.8	8.9	7.8	7.5	7.0	6.6	6.3	5.4	5.3	4.7
<b>軽減税率適用品目別</b>										
(ア) 精米										
全国	4.8	8.0	8.2	7.2	6.9	6.4	5.9	5.6	5.2	4.8
北陸地域	5.1	7.5	9.7	8.6	7.4	6.9	6.0	6.0	5.5	5.7
東海地域	4.8	8.9	7.8	7.5	7.0	6.5	6.3	5.4	5.3	4.6
(イ) 生鮮食品										
全国	4.7	7.8	8.1	7.1	6.8	6.3	5.8	5.5	5.1	4.7
北陸地域	5.0	7.3	9.6	8.5	7.3	6.8	5.9	5.9	5.4	5.7
東海地域	4.8	8.7	7.6	7.4	6.9	6.5	6.2	5.3	5.3	4.6
(ウ) 酒類を除く飲食料品										
全国	4.6	7.5	7.8	6.9	6.6	6.1	5.6	5.3	4.9	4.6
北陸地域	4.9	7.0	9.2	8.2	7.1	6.6	5.7	5.7	5.2	5.5
東海地域	4.6	8.4	7.3	7.1	6.6	6.2	6.1	5.1	5.1	4.4
(エ) 生鮮食品及び加工食品										
全国	4.6	7.6	7.9	7.0	6.7	6.2	5.7	5.4	5.0	4.7
北陸地域	4.9	7.1	9.4	8.3	7.1	6.7	5.8	5.8	5.3	5.6
東海地域	4.7	8.5	7.5	7.2	6.7	6.3	6.1	5.2	5.2	4.5
世帯年収	600～ 650万円	650～ 700万円	700～ 750万円	750～ 800万円	800～ 900万円	900～ 1000万円	1000～ 1250万円	1250～ 1500万円	1500万円 以上	
<b>消費税率</b> 10% (軽減税率導入なし)										
全国	4.8	4.7	4.4	4.6	4.3	3.9	3.8	3.6	2.8	
北陸地域	5.9	5.3	4.6	4.4	3.9	4.8	4.2	3.9	3.0	
東海地域	4.9	4.7	5.1	4.8	4.7	3.7	3.8	4.3	2.3	
<b>軽減税率適用品目別</b>										
(ア) 精米										
全国	4.7	4.7	4.4	4.6	4.3	3.9	3.8	3.6	2.8	
北陸地域	5.9	5.3	4.6	4.4	3.9	4.7	4.2	3.9	3.0	
東海地域	4.9	4.6	5.1	4.8	4.7	3.7	3.8	4.2	2.3	
(イ) 生鮮食品										
全国	4.7	4.6	4.4	4.5	4.3	3.9	3.7	3.5	2.8	
北陸地域	5.8	5.2	4.6	4.3	3.9	4.7	4.1	3.9	3.0	
東海地域	4.9	4.6	5.0	4.7	4.6	3.6	3.7	4.2	2.3	
(ウ) 酒類を除く飲食料品										
全国	4.5	4.4	4.2	4.4	4.1	3.8	3.6	3.4	2.7	
北陸地域	5.7	5.1	4.4	4.2	3.7	4.6	4.0	3.8	2.9	
東海地域	4.7	4.4	4.9	4.6	4.5	3.5	3.6	4.1	2.2	
(エ) 生鮮食品及び加工食品										
全国	4.6	4.5	4.3	4.5	4.2	3.8	3.7	3.5	2.8	
北陸地域	5.8	5.1	4.5	4.3	3.8	4.6	4.1	3.8	3.0	
東海地域	4.8	4.5	5.0	4.7	4.5	3.6	3.7	4.2	2.3	

(出所) 総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

## (b) 地域経済全体の消費税負担

家計の消費税負担から、地域全体におけるマクロの消費税負担額について試算した結果が表8である。全国では19.7兆円程度（対消費税率8%時負担より3.6兆円増加）、中部9県では3.2兆円程度（同6千億円増加）、中部5県では2.6兆円程度（同5千億円増加）、東海3県では1.7兆円程度（同3千億円増加）、北陸3県では0.5兆円程度（同1千億円増加）と試算された。

次に、軽減税率が導入された場合、軽減税率が導入されない場合に比べて、(1) 対象が精米の場合には、全国では230億円程度、中部9県では40億円程度、中部5県では30億円程度、東海3県では20億円程度、北陸3県では5億円程度、(2) 対象が生鮮食品の場合には、全国では2,320億円程度、中部9県では380億円程度、中部5県では300億円程度、東海3県では200億円程度、北陸3県では50億円程度、(3) 対象が酒類を除く飲食料品の場合には、全国では8,660億円程度、中部9県では1,440億円程度、中部5県では1,150億円程度、東海3県では770億円程度、北陸3県では200億円程度、(4) 対象が生鮮食品及び加工食品の場合には、全国では5,190億円程度、中部9県では870億円程度、中部5県では690億円程度、東海3県では470億円程度、北陸3県では120億円程度、消費税負担が軽減される。ただし、負担軽減効果が大きいのことは、すなわち、軽減税率の導入がなかりせば本来得られたであろう財源が不足するということであり、軽減税率の対象を、(1) 精米とした場合には消費税率換算で全国平均で0.01%相当、(2) 生鮮食品とした場合には消費税率換算で全国平均で0.12%相当、(3) 酒類を除く飲食料品とした場合には消費税率換算で全国平均で0.43%相当、(4) 生鮮食品及び加工食品とした場合には消費税率換算で全国平均で0.26%相当、他の税率を引き上げたり、歳出を削減するなどして、消費税以外から財源を調達しなければならなくなる。

表8 2017年4月の消費税率引き上げと軽減税率導入によるマクロの消費税負担  
(十億円)

	全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
消費税率10% (軽減税率導入なし)	19,672	3,246	2,567	1,710	480
負担増加額 (消費税率8%との比較)	3,643	601	475	317	89
<b>軽減税率導入あり</b>					
(ア) 精米	19,649	3,242	2,564	1,708	480
(イ) 生鮮食品	19,440	3,208	2,537	1,690	475
(ウ) 酒類を除く飲食料品	18,806	3,102	2,452	1,633	461
(エ) 生鮮食品及び加工食品	19,153	3,159	2,498	1,663	469
<b>負担増加額 (消費税率8%の場合との差額)</b>					
(ア) 精米	3,620	597	472	315	88
(イ) 生鮮食品	3,411	563	445	297	84
(ウ) 酒類を除く飲食料品	2,777	457	360	239	69
(エ) 生鮮食品及び加工食品	3,124	514	406	270	77
<b>負担軽減額 (軽減税率が導入されない場合との差額)</b>					
(ア) 精米	23	4	3	2	0.5
(イ) 生鮮食品	232	38	30	20	5
(ウ) 酒類を除く飲食料品	866	144	115	77	20
(エ) 生鮮食品及び加工食品	519	87	69	47	12

(出所) 総務省統計局「家計調査年報」をもとに弊所試算

## (2) 物価への影響

消費税率引き上げによる消費者物価への影響を試算すると、軽減税率が導入されない場合、全国では1.52%ポイント、中部9県では1.56%ポイント、中部5県では1.54%ポイント、東海3県では1.54%ポイント、北陸3県では1.60%ポイント上昇させると試算された(表9)。

次に、軽減税率が導入された場合、(1)対象が精米の場合には、全国では1.48%ポイント、中部9県では1.52%ポイント、中部5県では1.50%ポイント、東海3県では1.50%ポイント、北陸3県では1.56%ポイント、(2)対象が生鮮食品の場合には、全国では1.38%ポイント、中部9県では1.42%ポイント、中部5県では1.40%ポイント、東海3県では1.40%ポイント、北陸3県では1.46%ポイント、(3)対象が酒類を除く飲食料品の場合には、全国では1.04%ポイント、中部9県では1.07%ポイント、中部5県では1.06%ポイント、東海3県では1.06%ポイント、北陸3県では1.10%ポイント、(4)対象が生鮮食品及び加工食品の場合には、全国では1.24%ポイント、中部9県では1.27%ポイント、中部5県では1.25%ポイント、東海3県では1.25%ポイント、北陸3県では1.31%ポイント、物価を上昇させることが見込まれる。いずれの場合でも、軽減税率が導入された場合には軽減税率が導入されない場合に比べて、物価上昇が緩和される(表9)。



表9 2017年4月の消費税率引き上げと軽減税率導入による消費者物価（総合）への影響  
（%ポイント）

	全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
消費税率10%（軽減税率導入なし）	1.52	1.56	1.54	1.54	1.60
軽減税率導入あり					
（ア）精米	1.48	1.52	1.50	1.50	1.56
（イ）生鮮食品	1.38	1.42	1.40	1.40	1.46
（ウ）酒類を除く飲食料品	1.04	1.07	1.06	1.06	1.10
（エ）生鮮食品及び加工食品	1.24	1.27	1.25	1.25	1.31

（出所）総務省統計局「消費者物価指数年報」をもとに弊所試算

### （3）実質所得低下によるマクロの家計消費への影響

消費税率引き上げに伴う物価上昇による実質所得減少が、地域全体で見た消費支出を、全国では4.7兆円程度、中部9県では0.8兆円程度、中部5県では0.6兆円程度、東海3県では0.4兆円程度、北陸3県では0.1兆円程度、減少させると試算された（表10）。

軽減税率が導入された場合、軽減税率が導入されない場合に比べ、（1）対象が精米の場合には、全国では1,330億円程度、中部9県では230億円程度、中部5県では180億円程度、東海3県では120億円程度、北陸3県では30億円程度、（2）対象が生鮮食品の場合には、全国では4,340億円程度、中部9県では740億円程度、中部5県では590億円程度、東海3県では390億円程度、北陸3県では100億円程度、（3）対象が酒類を除く飲食料品の場合には、全国では1.5兆円程度、中部9県では2,530億円程度、中部5県では2,010億円程度、東海3県では1,340億円程度、北陸3県では360億円程度、（4）対象が生鮮食品及び加工食品の場合には、全国では8,870億円程度、中部9県では1,500億円程度、中部5県では1,200億円程度、東海3県では790億円程度、北陸3県では210億円程度、マクロで見た家計の消費支出の減少が緩和される（表10）。

表10 2017年4月の消費税率引き上げと軽減税率導入による実質家計消費支出（マクロ）への影響  
（十億円）

	全国	中部9県	中部5県	東海3県	北陸3県
消費税率10%（減税率導入なし）	4,710	800	634	417	116
軽減税率導入あり					
（ア）精米	4,577	777	615	405	113
（イ）生鮮食品	4,276	726	575	378	106
（ウ）酒類を除く飲食料品	3,231	547	433	283	80
（エ）生鮮食品及び加工食品	3,823	650	514	338	95
負担軽減額（軽減税率が導入されない場合との差額）					
（ア）精米	133	23	18	12	3
（イ）生鮮食品	434	74	59	39	10
（ウ）酒類を除く飲食料品	1,479	253	201	134	36
（エ）生鮮食品及び加工食品	887	150	120	79	21

（出所）内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算年報」をもとに弊所試算

## 5. おわりに

2014年4月の消費税率5%から8%への引き上げが中部圏経済に与えた影響について検証した結果、消費税率8%への引き上げは中部圏経済・家計に一定程度のマイナスの影響を与え、かつそのマイナスの影響から脱していないことが明らかになった。また、2017年4月に予定されている消費税率10%への引き上げに際しても、中部圏経済・家計に一定程度のマイナスの影響を与えることが見込まれる。ただし、少子化、高齢化の進行下で、厳しい財政事情を建て直し、2025年度には148.9兆円（2015年度比32兆円増加<sup>18</sup>）にも達すると見込まれている社会保障費<sup>19</sup>の財源を安定的に確保するには、勤労世代に過大な負担を負わせず、全世代で負担できる消費税の役割が今後ますます高まっていくものと思われる。このような待ったなしの財政・社会保障事情に鑑みると、消費税率引き上げによるマイナスの影響を忌避しては、財政の健全化や社会保障財源の安定化は将来にわたっても望めないし、そうであるとすれば家計が安心して消費を行える環境も整わない。

一方で、家計やマクロ経済へのマイナスの影響を緩和するためには、成長戦略や企業の投資・雇用拡大を促す規制緩和等を着実に実行することで、企業が雇用増加や賃金引き上げを実現できる環境を整え、家計の所得増加へつなげることが望まれる。

さらに、消費税率の10%への引き上げに際にして予定されている軽減税率の導入に関しては、軽減税率を導入しない場合に比べて家計の負担やマクロ経済に与える影響を緩和することになることも示された。また、軽減税率の制度設計にかかわらず、消費税負担額で見ると、年収の高い世帯ほど軽減効果、すなわち軽減税率の恩恵が大きくなるが、年収に対する消費税負担割合で見ると、逆に、年収の低い世帯ほど軽減効果が大きくなることが分かった。しかし、そもそも、現時点の所得が低くても高い水準の貯蓄を取り崩しつつ高水準の消費を享受している高齢世代と、現時点の所得が高くても老後の生活のための貯蓄を行っている勤労世代を、消費税負担額であろうと消費税負担割合であろうと、一時点における単一の尺度のもとに評価することは適切ではない。

したがって、仮に消費税に逆進性が存在すると判断するにしても、低所得層対策については、消費税制のみの枠内で対処する必要性は全くなく<sup>20</sup>、総合合算制度<sup>21</sup>や給付付き税額控除の導入等、負担と給付全体の中で考えるべきものであり、所得・消費・資産の税制全体を通じた抜本的な改革が喫緊の課題となるであろう。

（島澤 諭、紀村真一郎）

<sup>18</sup> 2015年度（当初予算ベース）116.8兆円からの増加額。

<sup>19</sup> 厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

<sup>20</sup> デンマークでは日本の消費税に対応する付加価値税は税率が25%であるにもかかわらず、軽減税率を導入していない理由として、（1）徴税コストを抑制する、（2）軽減税率の適用対象品目の峻別が困難である、（3）税の歪みを抑制する、（4）高所得者は食料品に対しても相応の支出を行うため高所得者の方が軽減税率による負担軽減額が多くなる、（5）低所得者への配慮は社会保障給付によって行う方が効率的である、を挙げている。

<sup>21</sup> 「低所得者の家計に過重な負担をかけない」観点から、制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて、医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限を設定することで低所得者の家計を支援する制度。2011年5月23日に開催された社会保障改革に関する集中検討会議で、社会保障改革の安心3本柱の一つとして示された。



Chubu Region Institute for Social and Economic Research

公益財団法人  
中部圏社会経済研究所

---

本レポートは、中部圏の社会・経済に関するタイムリーな話題を、平易かつ簡潔に解説するために執筆されているものです。本レポートに関するお問い合わせは、経済分析・応用チーム（代表 052-221-6421）までご連絡下さい。

---

#### 公益財団法人中部圏社会経済研究所とは

公益財団法人中部圏社会経済研究所は2009年6月に財団法人中部産業活性化センターと社団法人中部開発センターとの合併により発足し、中部広域圏（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県）に関する総合的・中立的なシンクタンクを目指して着実に事業を推進してきております。2011年4月には、財団法人中部空港調査会から航空・空港に関する調査研究事業を引き継ぎ、よりいっそう研究領域の拡充を行いました。

2010年5月には経済分析・応用チームを発足させ、中部広域圏の経済活動を分析するためのツールとなる地域間産業連関表を開発し、中部圏の産業構造を分析等を進めております。また、2011年度からはマクロ計量モデルの開発も行うなど、シンクタンクとしての自主調査能力の強化・充実も図っております。